

児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法） に対する修正案の概要（抄）

一 国及び地方公共団体の責務に関する修正

国及び地方公共団体の責務に妊産婦を支援することを加える。

二 養子縁組の援助等の業務に関する修正

1 児童を養子とする養子縁組に関する者についての相談援助の業務に関する修正

児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、援助を行う都道府県の業務に関し、特定妊婦が児童を養子とする養子縁組に関する者に含まれることを明記する。

2 児童相談所間の情報共有等による連携協力に関する修正

児童相談所は、養子縁組の援助等の業務に関し、必要な情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するものとする旨の規定を追加する。